

○厚生労働省令第五十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

附則第十五条の三及び第十五条の四を次のように改める。

第十五条の三 附則第十五条第八項並びに第十五条の二第一項及び第二項の規定により読み替えられて適用される第百二条の三の規定により雇用調整助成金の支給を受けることができる事業主（第百二条の三第一項第二号イに該当するものに限る。）であつて次の各号のいずれにも該当する事業主に対する第百二条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「三分の二」とあるのは、「四分の三」とする。

一 第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から

当該判定基礎期間の末日までの間（以下この項において「基準期間」という。）において、第百二条の三第一項第一号イの事業所の被保険者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二 第百二条の三第一項第一号の事業所において役務の提供を行っていた派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下この条及び次条において「有期契約労働者」という。）であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

2 附則第十五条の二第一項及び第三項の規定により読み替えられて適用される附則第十五条の規定により中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けることができる事業主（附則第十五条第二項第二号イに該当するものに限る。）であつて次の各号のいずれにも該当する事業主に対する附則第十五条第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「五分の四」とあるのは、「十分の九」とする。

一 附則第十五条第二項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から当該判定基礎期間の末日までの間（以下この項において「基準期間」という。）において、附則第十五条第二項第一号の事業所の被保険者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二 附則第十五条第二項第一号の事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は有期契約労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

第十五条の四 第二百二条の三の雇用調整助成金として、同条及び附則第十五条に規定するもののほか、当分の間、残業削減雇用維持奨励金を支給するものとする。

2 残業削減雇用維持奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。

一 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であること。

二 次号の届出の際に当該事業主が指定した日から起算して一年までの間（以下この条において「対象期間」という。）に、前号の事業所の労働者に係る時間外労働を職業安定局長が定める基準に従つて削減した事業主であること。

三 前号に規定する時間外労働の削減について、あらかじめ、都道府県労働局長に届け出た事業主であること。

四 前号の届出の日から対象期間の末日までの間（以下この条において「基準期間」という。）において、第一号の事業所の被保険者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

五 第一号の事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は有期契約労働者であつて基準期間に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

3 残業削減雇用維持奨励金の額は、次の各号に定める額とする。

一 前項に該当する事業主（第二号に該当する事業主を除く。）にあつては当該事業主の事業所の労働者

の区分に応じて、次のイ及びロに掲げる額

イ 派遣労働者（前項第三号の届出の日の翌日以降に役務の提供を開始したものを除く。次号において同じ。） 百人までについては、一人につき三十万円

ロ 有期契約労働者（前項第三号の届出の日の翌日以降に雇い入れられたものを除く。次号において同じ。） 百人までについては、一人につき二十万円

二 前項に該当する中小企業事業主にあつては当該事業主の事業所の労働者の区分に応じて、次のイ及びロに掲げる額

イ 派遣労働者 百人までについては、一人につき四十五万円

ロ 有期契約労働者 百人までについては、一人につき三十万円

4 第二項に該当する事業主として過去に残業削減雇用維持奨励金の支給を受けたことがある事業主が、新たに残業削減雇用維持奨励金の支給を受けようとする場合においては、第二項第三号の届出の際に当該事業主が指定した日が、過去に支給を受けた残業削減雇用維持奨励金の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものとする。

5 第二項の規定にかかわらず、残業削減雇用維持奨励金は国等に対しては、支給しないものとする。

6 第二項の規定にかかわらず、残業削減雇用維持奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。